

自動車運転代行業者のみなさんへ

国土交通省及び警察庁が策定した「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」により、以下の項目が改正され、平成25年3月31日から施行されていますので、各業者様におきましては内容を十分に把握し遵守するよう、よろしくお願い致します。

1 随伴車のペイント等表示の義務化 (国交省令改正…国土交通省)

(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則)

従来のマグネット板(容易に脱着できるもの)は禁止され、ペイント表示(ペンキ若しくはカッティングシート等で表示を固定化するもの)が義務化となりました。

違反は処分の対象となり、従業員の持ち込み車両や代車等、短期間使用する車両についても例外はありません。 ※ 代行業法第17条関係違反、20万円以下の罰金、行政処分点数2点

(随伴用自動車の表示例)



群馬県公安委員会
認定第420000号
○ × □ △ 社
代行 随伴用自動車

※ 表示事項、文字の大きさ(縦横5cm程度以上)、色(はっきり見える色)等は従来どおりです。

2 利用者の求めに応じた領収証の発行 (標準約款改正…国土交通省)

利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、更なる利用者の保護を図るため、料金を收受した場合であって利用者からの求めがあったときは、收受した料金の額を記載した領収証を発行する旨の規定が標準約款に追加されています。

具体的には、営業所内に掲示が義務づけられている「標準自動車運転代行業約款(平成14年5月24日付け国土交通省告示第455号)」第6条に、第2項として以下の文言が追加されました。

『2 当社は、料金を收受した場合であって利用者の求めがあったときは、收受した料金の額を記載した領収証を発行します。』